

### 造林事業請負契約書

- 1 事業名 造林事業（足川山95い2林小班外3 下刈作業外1）
- 2 事業場所 高知県幡多郡黒潮町湊川 足川山国有林95林班い2小班外3  
（別紙図面のとおり）
- 3 事業量 別紙事業内訳書のとおり
- 4 事業期間 令和 年 月 日 から  
令和 9 年 1 月 22 日 まで  
ただし、作業種別又は箇所別の事業期間は、別紙事業内訳書のとおり
- 5 請負金額 金  
（うち取引に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）額  
金 ）  
〔注〕（ ）の部分は、請負者が課税業者である場合に使用する。
- 6 選択条項 別冊約款中選択される条項は次のとおりである。  
（適用されるものは○印、削除されるもの×印。）

適用削除区分	選択事項		選択条項
×	契約保証金の納付		第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供		第4条第1項第2号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証		第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証		第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結		第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品		第15条
×	前金払	分の 以内	第35条第1項
×	中間前金払		第35条第4項
×	部分払	回以内	第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第40条

（注）国庫債務負担行為に係る契約にあつては、別紙を添付する。

#### 7 支給材料及び貸与物件

品名	品質規格	数量	引渡予定場所	引渡予定月日

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和8年6月16日に交付した国有林野事業造林事業請負契約約款及び国有林野事業造林事業請負標準仕様書によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所 高知県四万十市中村丸の内1707-34  
氏名 分任支出負担行為担当官  
四万十森林管理署長 尾木 浩典

請負者 住所  
氏名



(造請－ 1 7)

## 下 刈 作 業 仕 様 書

下刈作業については、造林事業請負標準仕様書第30条によるほか次のとおりとする。

- 1 作業地は現地において、発注者が指示した区域とする。
- 2 施工方法等については、事業内訳書及び次のとおりとする。
  - ア 全刈りは区域内に存在する植栽木以外の雑草木類を、監督職員が残すよう指示したものを除き、植筋については樹高の1/3以下、置筋については1/2以下に刈り払うものとする。
  - イ 筋刈りは植筋に存在する植栽木以外の雑草木類を、監督職員が残すよう指示したものを除き、樹高の1/3以下に刈り払うものとする。
- 3 植栽木に巻きついている蔓茎類は、すべて根元から切り離し、植栽木の生育に支障のあるものは取り除くこと。
- 4 刈払いに際しては、特に植栽木の梢頭部を損傷しないよう注意し倒伏もしくは土砂に埋れたもの等があるときは、適宜の処置を講ずること。
- 5 刈払いした雑草木竹類は、植栽木の障害にならないよう処理すること。
- 6 契約約款第32条及び第38条による検査の結果、植栽木の損傷が次の許容損傷率を超えた場合は、発注者は請負者に対して損害賠償の請求をすることができるものとし、その額は、発注者が別に定める賠償基準により算定した額によるものとする。

経過年	1年以内	2年以内	3年以内	4年以内	5年以内
許容損傷率	5%	4%	3%	2%	1%

- 7 作業中に獣害防護ネット等を切断・破損した場合は同等品程度の部材で補修すること。

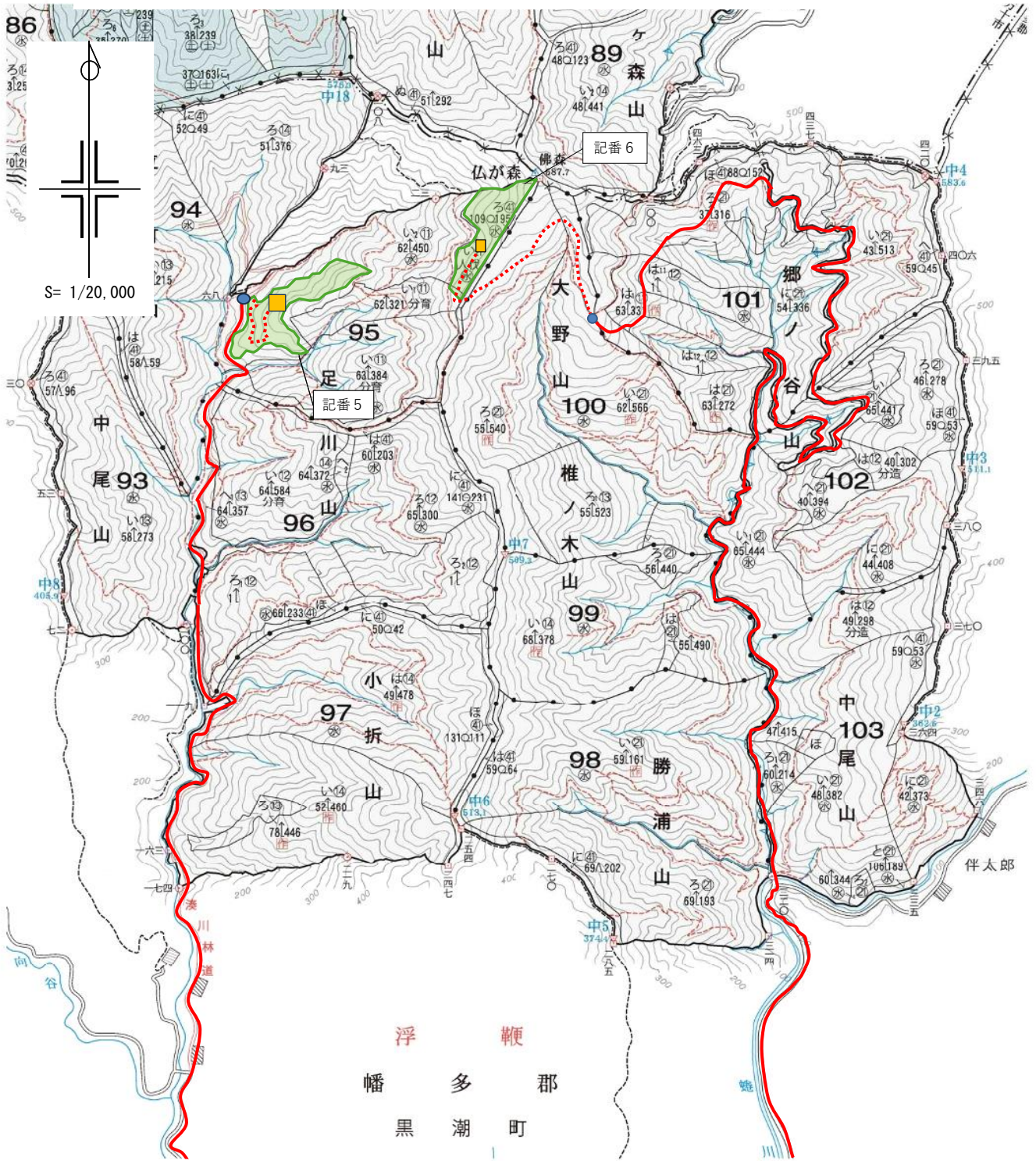
(造請－ 2 2)

## 除伐Ⅱ類・保育間伐作業仕様書（未選木林分）

除伐Ⅱ類・保育間伐作業（未選木林分）については、造林事業請負標準仕様書第32条によるほか次のとおりとする。

- 1 作業地は、現地において発注者の指示した区域とする。
- 2 除間伐木は、存置しても価値の向上が期待できない損傷木、曲がり木、二又木等の形質不良木等から選木伐採するものとする。（除伐Ⅱ類の場合は、胸高直径おおむね6 cm以下を目安とする。）  
なお、造林木の成長を阻害しているもの及び造林木の成長を阻害する恐れのある雑木類は、除間伐の対象とする。
- 3 造林木の生育に支障のない広葉樹等の侵入木は保存すること。
- 4 除間伐木の選木に当たっては、残存木の樹冠配置を考慮し、林分を著しく疎開することのないように留意する。
- 5 除間伐木の伐採高は、作業能率及び今後の間伐作業等との関連を考慮し、おおむね120 cm以下とする。
- 6 伐倒する場合は、必要に応じて受口を切り、努めて横方向に伐倒するものとし、伐倒木の滑落及び他の造林木を損傷しないよう留意する。
- 7 選木伐採本数の伐採率の許容範囲は、事業内訳書に記載の本数伐採率プラス10%とする。
- 8 伐倒木は、残存木に伐りかけたまま放置することなく、地面に引き落とし、必要に応じて等高線に平行に存置することとする。また、必要に応じて樹幹から枝条を切り払い、樹幹を玉切りし、後続作業の支障とならないよう処理すること。
- 9 植栽木に巻きついている蔓茎類は、根元から切り離しておくこととする。
- 10 この仕様書により難しい場合は、あらかじめ監督職員の指示によることとする。

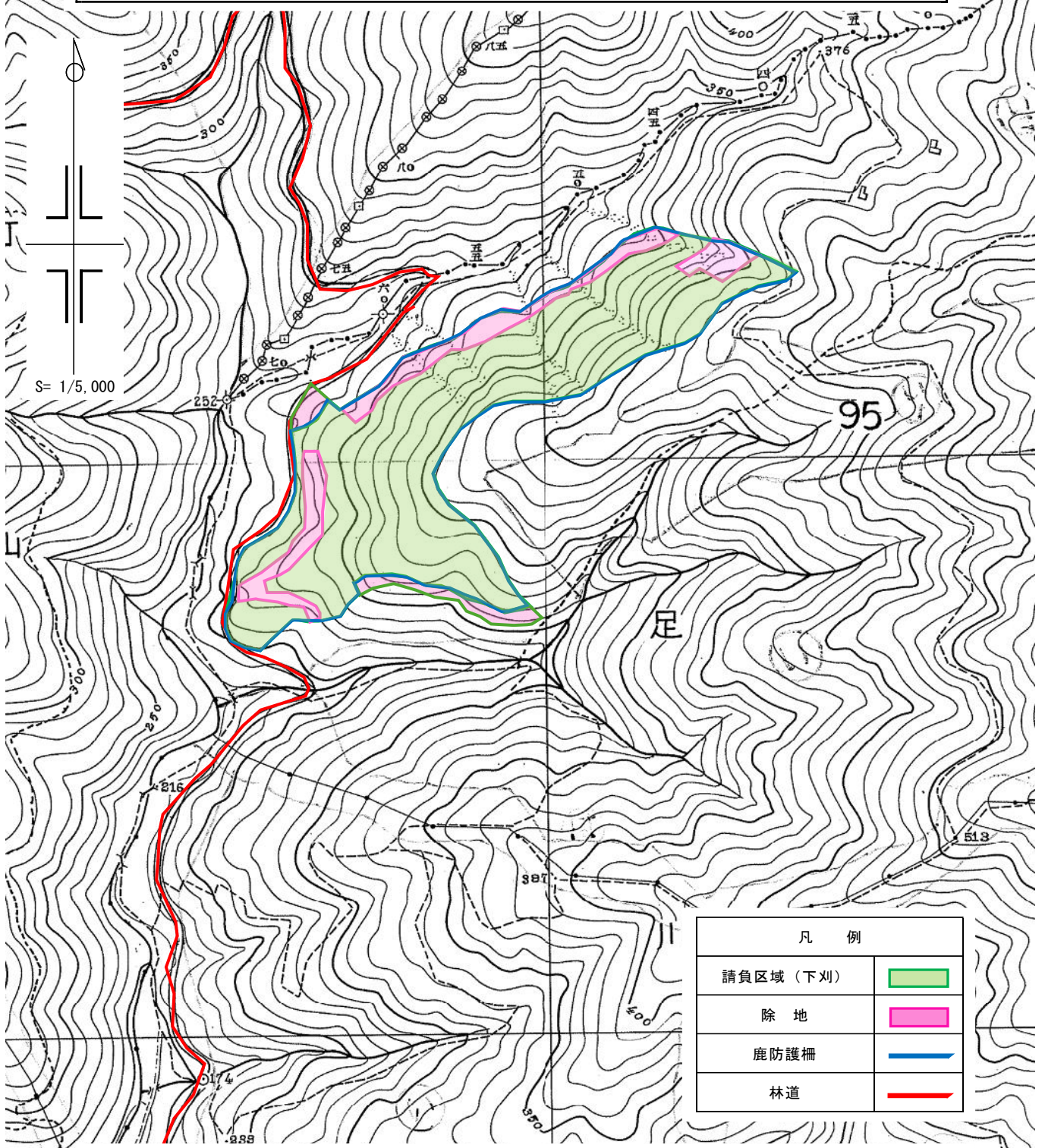
令和 8 年度  
 造林事業（足川山95い2林小班外3 下刈作業外2）予定箇所位置図  
 足川山95林班い2小班外1  
 （浮鞭森林事務所）



凡 例	
請負区域	<span style="background-color: #90EE90; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 20px; height: 10px;"></span>
通勤経路	人員輸送車 <span style="color: red; font-weight: bold;">——</span>
	徒歩 <span style="color: red; font-weight: bold;">.....</span>
	下車地点 <span style="color: blue; font-size: 1.2em;">●</span>
	作業箇所 の中心地 <span style="background-color: yellow; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 10px; height: 10px;"></span>
	市町村役場 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px; display: inline-block; width: 10px; height: 10px;"></span>

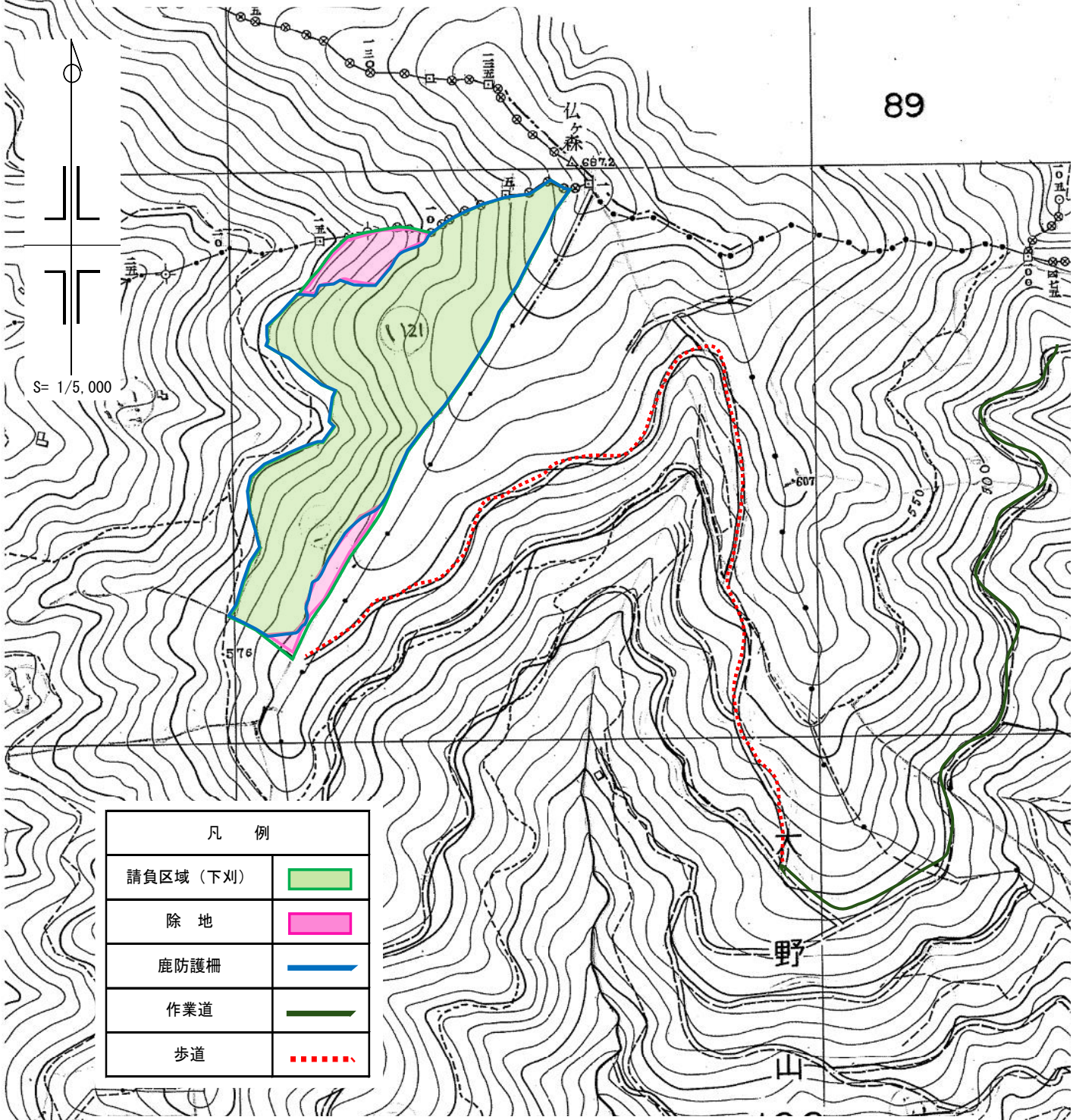
記番	林小班	距離（片道・km）				距離計 (km)	時間計 (分)	起点
		舗装路 (二車線 以上)	舗装路 (二車線 未満)	未舗装	徒歩			
5	95い2	5.8	3.7	3.2	0.4	13.1	28	黒潮町役場本庁
6	95い21	8.8	8.8	1.4	1.0	20.0	46	黒潮町役場本庁

令和 8 年度  
 造林事業（足川山95い2林小班外3 下刈作業外1）予定箇所実測図  
 足川山95林班い2小班  
 （浮鞭森林事務所）



記番	国有林名	林小班	作業種	区域面積	控除面積数量			請負面積数量	備考
					除地				
5	足川山	95い2	下刈	6.02ha	0.89ha			5.13ha	2年生（1回目）筋刈

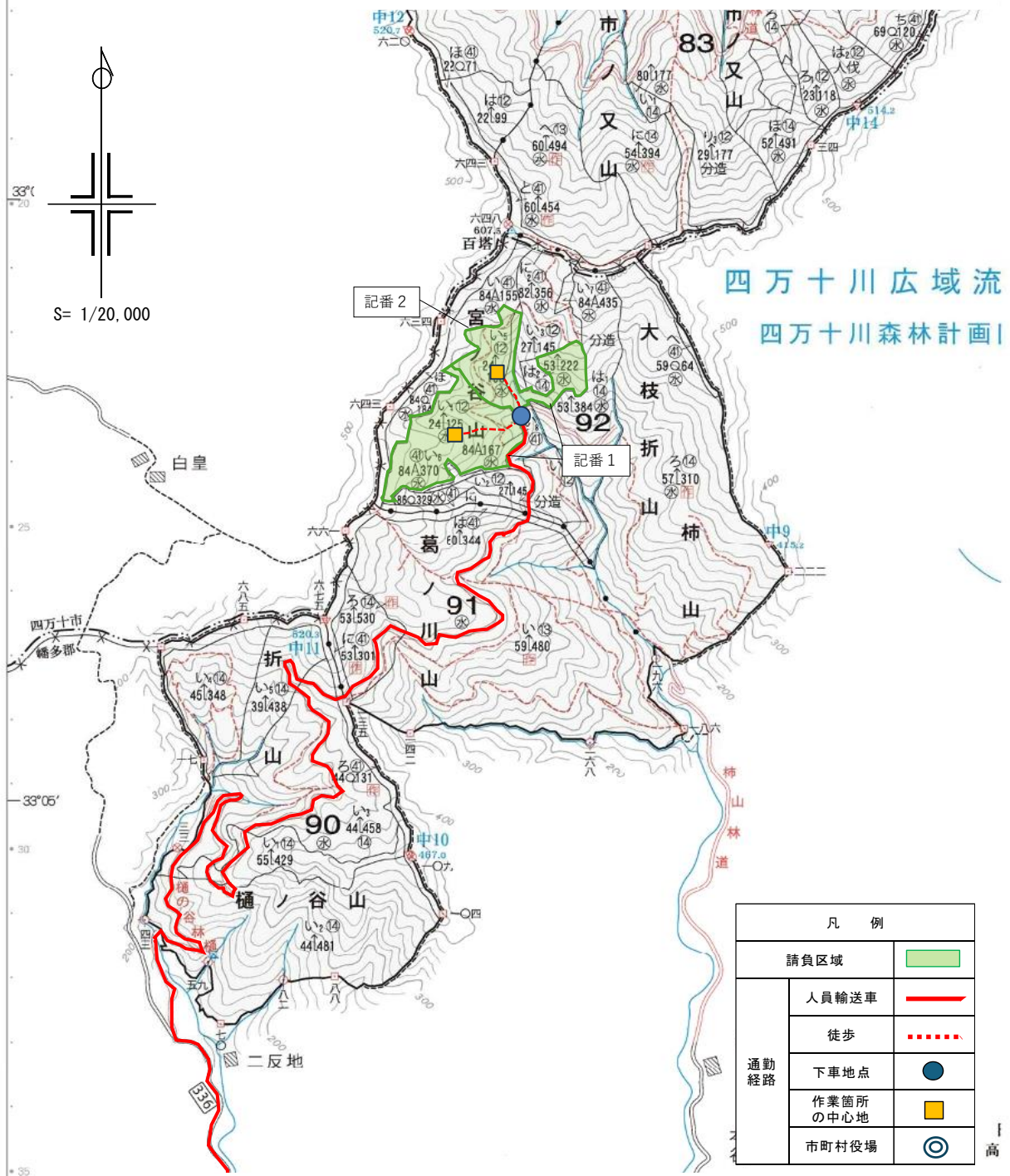
令和 8 年度  
 造林事業（足川山95い2林小班外3 下刈作業外1）予定箇所実測図  
 足川山95林班い21小班  
 （浮鞭森林事務所）



凡 例	
請負区域（下刈）	■
除 地	■
鹿防護柵	—
作業道	—
歩道	- - - -

記番	国有林名	林小班	作業種	区域面積	控除面積数量		請負面積数量	備 考
					除地			
6	足川山	95い21	下刈	4.68ha	0.66ha		4.02ha	4年生（3回目） 筋刈

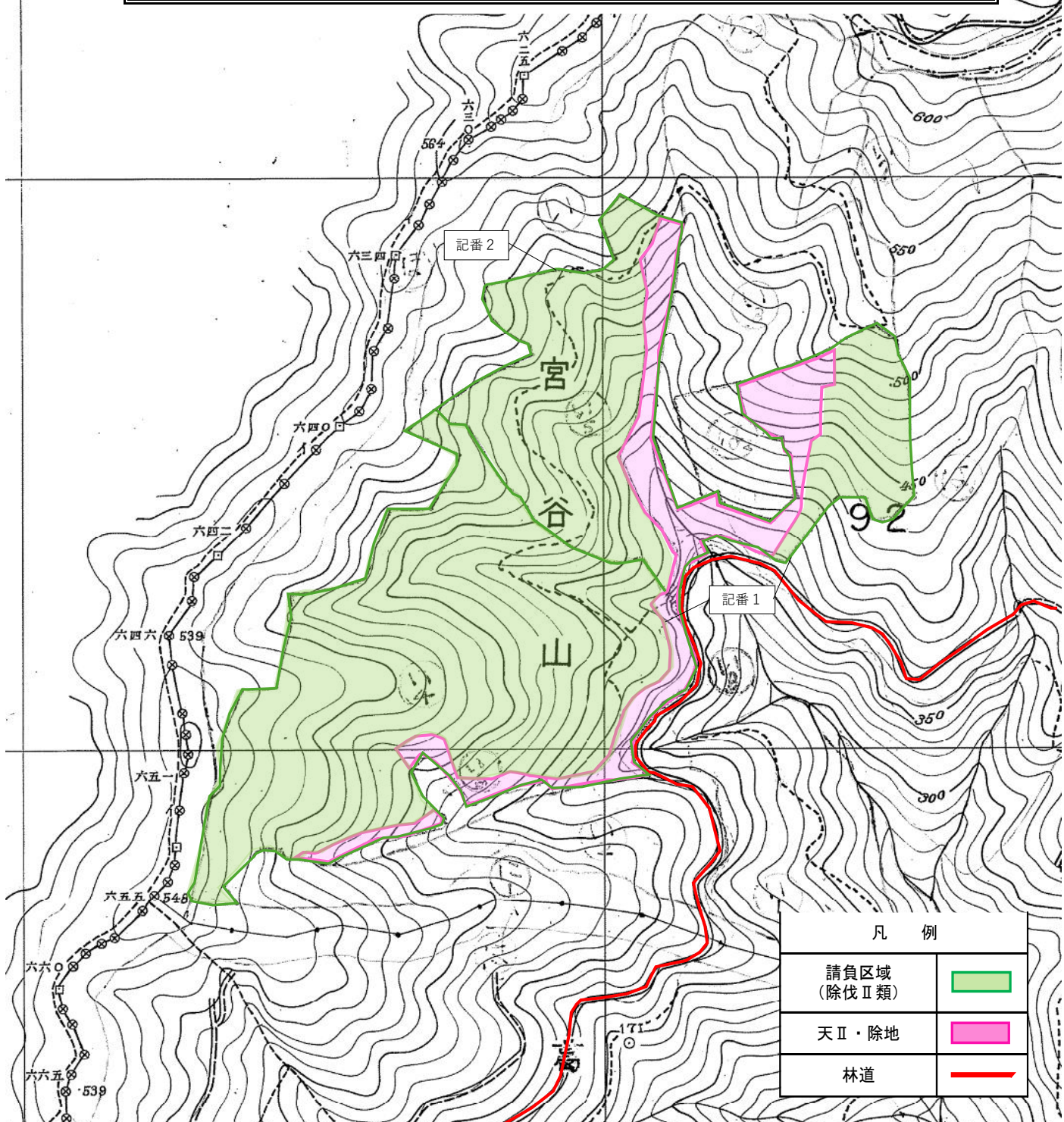
令和 8 年度  
 造林事業（足川山95い2林小班外3 下刈作業外2）予定箇所 位置図  
 宮ノ谷山92林班い4小班外1  
 （浮鞭森林事務所）



凡 例	
請負区域	<span style="display: inline-block; width: 20px; height: 10px; background-color: #90EE90; border: 1px solid black;"></span>
通勤経路	人員輸送車 <span style="display: inline-block; width: 20px; border-bottom: 2px solid red;"></span>
	徒歩 <span style="display: inline-block; width: 20px; border-bottom: 2px dotted red;"></span>
	下車地点 <span style="display: inline-block; width: 10px; height: 10px; background-color: blue; border-radius: 50%;"></span>
	作業箇所の中心地 <span style="display: inline-block; width: 10px; height: 10px; background-color: yellow; border: 1px solid black;"></span>
	市町村役場 <span style="display: inline-block; width: 10px; height: 10px; border: 1px solid black; border-radius: 50%; text-align: center; line-height: 10px;">●</span>

記番	林小班	距離（片道・km）				距離計（km）	時間計（分）	起点
		舗装路（二車線以上）	舗装路（二車線未満）	未舗装	徒歩			
1	92い4	4.3	5.6	4.6	0.3	14.8	31	黒潮町役場本庁
2	92い5	4.3	5.6	4.6	0.2	14.7	30	黒潮町役場本庁

令和 8 年度  
 造林事業（足川山95い2林小班外3 下刈作業外2）予定箇所 実測図  
 宮ノ谷山92林班い4小班外1  
 （浮鞭森林事務所）



記番	国有林名	林小班	作業種	区域面積	控除面積数量		請負面積数量	備考
					天II・除地			
1	宮ノ谷	92い4	除伐II類	11.26ha	1.96ha		9.30ha	
2	宮ノ谷	92い5	除伐II類	3.78ha			3.78ha	
計				15.04ha	1.96ha		13.08ha	